

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

被保険者証が更新されます。

長寿医療制度では、医療機関で支払う窓口一部負担金の割合を、前年の住民税課税所得によって、「1割」または「3割」の判定を行うことから、毎年8月1日に被保険者証を更新します。このため現在お持ちの被保険者証は有効期限が7月31日となっています。

更新された被保険者証は、7月末までに郵便でお手元に届きますので、8月1日からは新しい被保険者証で受診してください。

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割負担	本人または同一世帯の被保険者の市民税納税通知書の課税標準額が145万円以上
一般	1割負担	本人または同一世帯の被保険者の市民税納税通知書の課税標準額が145万円未満

長寿医療制度に関する問い合わせ

医療保険課 医療福祉グループ

内線243・252

茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課

☎029-309-1213

国民健康保険

高齢受給者証が送付されます。

国民健康保険に加入している人で、70歳以上の人は75歳になるまで国民健康保険高齢受給者証が交付されます。国民健康保険高齢受給者証は、毎年8月に更新されるため7月下旬に対象となる人に送付されます。

自己負担割合

自己負担割合は、前年中の収入に応じて判定されます。

70歳になると、医療機関受診の際の自己負担割合などが変わります。対象となるのは、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方は誕生日の月）からです。

*** 今回の判定において、自己負担割合が2割となった方**

平成21年8月1日から22年3月31日までは1割負担のままで、平成22年4月1日からは2割負担の予定となっております。

高齢受給者証の有効期限

高齢受給者証の有効期限は、**毎年8月1日から翌年7月31日の1年間**となっています。

また翌年7月31日以前に75歳の誕生日を迎えられる方は長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行されますので、誕生日の前日までが有効期限となります。

国民健康保険に関する問い合わせ

医療保険課 国保グループ

内線245・246

妊産婦医療福祉費支給制度

妊産婦マル福の対象疾病が限定されます。

妊産婦を対象とした医療福祉費支給制度（妊産婦マル福）は、現在病気やケガの内容にかかわらず医療費助成の対象となっていますが、7月1日から県の改正により、妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要となる疾病に限定して助成を行うこととなります。

妊産婦マル福の受給期間は、受給対象疾病と診断された日から出産日の属する月の翌月末までとなります。

妊産婦マル福の申請方法

産婦人科でマル福の対象疾病と診断を受けたのち、「妊産婦医療福祉費受給者証交付申請書」に担当医師の証明をもらい、医療保険課医療福祉グループ（⑨番窓口）または各支所市民窓口課へ申請してください。

妊産婦マル福対象疾病（主なもの）

妊娠高血圧症候群・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患・切迫早産・妊娠中に発生した医療を要する疾病で医師が特に必要と認めたもの

●6月30日までに申請された人については、7月1日以降も従来の妊産婦マル福の助成内容となりますので、変更の手続きは必要ありません。

筑西市はぐくみ医療費支給制度

妊産婦マル福の対象疾病以外も助成します。

茨城県の医療福祉制度が7月1日から改正され、妊産婦マル福については、対象疾病を限定して助成されるようになります。

これにともない、筑西市では市の独自事業として、妊産婦さんが安心してお子さんを出産できるよう、筑西市はぐくみ医療費支給制度の対象者に妊産婦を追加し、妊産婦マル福の対象疾病以外の疾病についても医療費の助成を実施します。

はぐくみ医療費受給資格の申請方法

母子健康手帳の交付を受けたのち、下記のものを持参のうえ、医療保険課医療福祉グループへ申請してください。

母子健康手帳・対象者本人の保険証・印鑑
口座確認ができるもの（ゆうちょ銀行はのぞく）

●妊産婦はぐくみ医療費を受給されている人でも、医療機関で妊産婦マル福の対象疾病と診断を受けたときは、あらためて妊産婦マル福の申請が必要になります。

助成方法および支給申請

助成方法は償還払い（立て替え払い）となります。医療機関窓口で支払いを済ませ、診療月の翌月以降に下記のものを持参のうえ、医療保険課医療福祉グループ（⑨番窓口）または各支所市民窓口課へ妊産婦はぐくみ医療費支給申請書を提出してください。

医療機関等発行の領収書・保険証・印鑑
はぐくみ医療費受給者証

※妊産婦マル福同様、所得制限があります

妊産婦マル福・はぐくみ医療費支給制度に関する問い合わせ

医療保険課	医療福祉グループ	内線 2 4 0	関城市民窓口課	市民窓口グループ	内線 3 6 1
明野市民窓口課	市民窓口グループ	内線 1 2 5	協和市民窓口課	市民窓口グループ	内線 2 4 3